明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令（総務五九）　一
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働九五）　六
〔告　示〕
○住宅・土地統計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務二五五）　六
○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を改正する件（厚生労働二三四）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局令和四事業年度財務諸表関係　五

地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　六

省令

○総務省令第五十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十日

総務大臣　松本　剛明